

春日部駅周辺エリアプラットフォーム構築等支援業務委託 仕様書

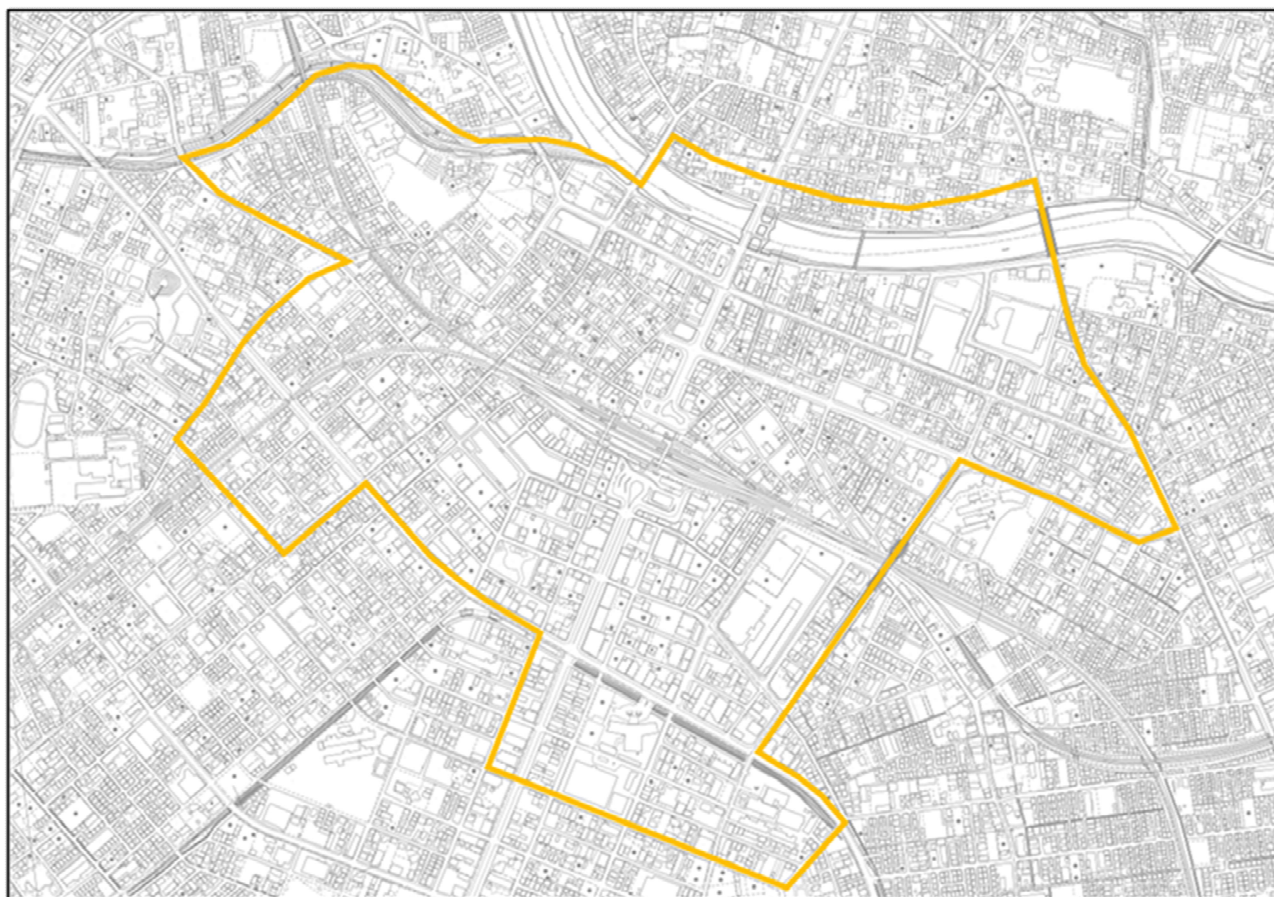
1. 業務の目的

春日部駅周辺では、連続立体交差事業を契機とした「公民連携+学」によるまちづくり（以下、「公民連携まちづくり」という。）を進めるための基本的な方針や取組を示す「春日部市中心市街地まちづくり計画」（以下、「中心市街地まちづくり計画」という。）を令和3年3月に策定した。

今後、これらの上位計画を踏まえて民間の様々な主体とまちづくりについて協議し、取り組みを進めていかなければならないが、中心市街地では公民連携まちづくりを推進する組織や団体が未だにない状況である。公民連携まちづくりの更なる推進を図るためには、様々な主体が同じ場でまちについて議論し、将来のビジョンを共有し、そのビジョンに向かって取り組みを進めていくことが必要である。

エリアプラットフォーム構築等支援業務委託（以下「本委託」という）は、春日部市中心市街地まちづくり計画及びかすかべウォークブルガイドラインの趣旨を踏まえ、「公民連携+学」によるまちづくりの更なる推進を図るため、関係者のニーズ等を把握することで市が行う基本指針案（以下、「春日部駅前基本方針」という。）の策定を支援するとともに、まちづくりや地域課題の解決に関心を持つ方々で構成されるエリアプラットフォーム構築等のための支援を行うことを目的とする。

- 2. 履行期間 契約の日から令和8年3月23日（月曜日）まで
- 3. 納品場所 春日部市役所 都市整備部 都市計画課
- 4. 対象地域 春日部駅周辺中心市街地



5. 業務内容

(1) 計画準備

本委託を効率的・効果的に進めるため、目的及び業務内容を踏まえた実施計画書及び実施体制を作成の上、これを発注者に提出して承諾を得るものとする。

(2) エリアプラットフォームの組成支援

春日部市役所内において設置された公的空間活用等推進本部（令和7年度より新地方創生推進本部会議に統合。以下、「推進本部」という。）で令和6年度に整理したエリアプラットフォームの必要性や目的及び、形態やステークホルダー等を踏まえ、エリアプラットフォームの組成に向けて、以下の支援を行う。

①構成メンバーの候補となる人材等へのヒアリング

ヒアリングは7者程度とし、ヒアリングに係る資料作成及びファシリテーションを行う。構成メンバーの候補は推進本部より提示する。

②企業等へのサウンディング調査に関する支援

構成メンバーの候補となる企業や今後エリアプラットフォームに関係する可能性のある企業へのサウンディング調査の支援（サウンディングの候補者提示及び、サウンディング資料の作成）を行う。

③エリアプラットフォーム設立に向けた勉強会（準備会）の開催支援

対象地域の潜在的な課題や特性を整理・分析し、推進本部の職員やエリアプラットフォームの構成候補者とそれらを共有し、議論を行う勉強会を3回程度開催する。この過程を通して、推進本部がまちづくりの方向性やコンセプトをまとめ、春日部駅前基本方針として策定することを支援する。また、この勉強会ではエリアプラットフォームの意義や必要性について共通認識を得るとともに、エリアプラットフォームの活動内容等をコアメンバー候補者が主体的に考える場を運営する。

④学識、アドバイザー、協力者等との整理、調整

3名程度のヒアリングを行い、エリアプラットフォームへの関わり方を整理する。また、勉強会における講師・ファシリテーション等に対する謝礼金の支払いを行う。

⑤エリアプラットフォームの組成検討（組織体制、役割、運用スキーム等について検討）

(3) 関係者調整

まちづくり審議会（全1回）に対して、エリアプラットフォームの形成に関する調整・報告を行う。

(4) 次年度以降の実施方針、スケジュールの整理

次年度以降のエリアプラットフォームの実施方針や開催スケジュールを整理する。

(5) 報告書とりまとめ

春日部駅前基本方針（A4、2枚程度）、エリアプラットフォームの組成・準備に関する報告書を取りまとめる。

6. 打ち合わせ協議

業務の適正な遂行を図るため、また手戻りの生じないように監督員と密接な連絡を取り、その都度打合せ記録簿を作成し、相互に確認する。なお、打ち合わせは、業務着手時、中間打ち合

わせ（３回）、成果品納入時を予定する。

7. 成果品

本委託における成果品は以下の通りとする。

- ・業務報告書（A 4 判簡易製本） 2 部
- ・打合せ議事録 1 式
- ・上記電子データ（CD-R） 1 式
- ・その他必要発注者が必要と認めた資料 1 式